

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午後一時二分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。西岡新君。

○西岡委員 日本維新の会の西岡新でございます。昨年の十二月の総選挙において、愛媛二区から出馬をし、初当選させていただきました。私も、委員の一人として、国土交通行政の発展のために努力してまいり所存でございますので、どうぞよろしく御指導ください。

改めて、二年前の東日本大震災で犠牲となられた方々とその御家族の皆様方に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げる次第でございます。

その上で、平成二十五年度の予算案で、復興・防災対策で示されている、地籍調査による土地境界の明確化の推進についてお尋ねしたいと思います。

東日本大震災はもちろん、今後発生が予想される首都直下型地震、そして南海トラフ、東南海地震などの大規模な災害では、復旧復興について、やはり速やかな作業が必要であります。そのためにも、国土調査において、地籍図の整備が必要不可欠であると考えております。今年度も、平成二十四年度の補正と合わせて百十六億円の予算が計上されております。

この国土調査における地籍図は、国土調査促進特別措置法に基づいて、現在では六次計画まで策定されている国土調査事業十カ年計画によって、昭和三十年代後半から、主に測量設計業の業界が中心となって取り組んでいます。

しかしながら、その進捗率は現在五〇％ということでありまして。しかも、進捗状況は都道府県によって大きくばらつきがあります。

被災地の東北での進捗率は、岩手が九〇％、宮城県が八八％、福島が六一％となっております。平均を上回っておりますが、例えば、進捗率が低いところでは、京都七％、大阪八％、東京は二一％なんです。関東や近畿の地域では進捗率が低い、こういってことが問題となっております。

これは、市区町村が事業主体となっている現状はありますが、この事業が始まってもう半世紀以上もたっている現状で、まだ全体の半分しか終わっていないということに関して、なぜこれほど時間がかかっているのか、スピードを図る必要があると存じますが、大臣の御所見はいかがでございますでしょうか。

○鶴保副大臣 まず、事実関係等、私の方から御

答弁をさせていただきます。

委員御指摘のとおり、地籍調査、なかなか進んでおりません。その背景には、やはり、地籍調査の実施に多くの時間と費用を要するということが、また、都市部においては、土地についての権利意識が高い、また、山間部においては、権利主体の方々がふくそうしておりまして、所有者が大変たくさんある、ないとか、あるいは高齢化が進んでいるというような状況があるかと思えます。

また、これも御指摘にされましたけれども、実施主体が市町村ということでございます。その市町村の限られた人員の中で、予算措置等々、進捗がままならないというような状況があるかと思えます。

国土交通省といたしましても、このことを憂慮し、今、しかるべく措置をとっていく努力をしておる最中でございます。

○西岡委員 先ほど御指摘がありましたように、都市部においては、例えば、六本木ヒルズの境界調査が四年ほどかかったというふうな実例もあります。

これについては、法務省でも、不登法、不動産登記法第十四条、大臣もよく御承知の、いわゆる十四条地図と呼ばれる登記を目的とした地図作成を、主に土地家屋調査士が取り組んでいます。

この法務省管轄の地図整備関係予算も、平成十五年年度では二億九千万円であったものが、平成二十四年度では十八億九千万円と大幅に上がっているんです。来年度も同程度の予算額が見込まれておりますが、それでも、こちらの方も、このま

まのペースでは完成までには天文学的な年数がかかるというふうに言われております。

しかも、国民目線から見ると、国交省と法務省が同じような地図をつくっているように映ってしようがない。やはり、もつとお互いが協力していく姿勢を、国民の方にもわかるような形が必要なのかと思っております。

また、実際に、国交省では、平成二十年八月の国土審議会地籍調査促進検討小委員会では、一筆地調査における外注化の推進、これは、民間専門技術者の活用、そういったことが明記されておられまして、具体的には、土地家屋調査士の知見を活用しようというようなことが想定されております。しかしながら、現状では、土地家屋調査士が地籍調査事業に関与した例は、全国では六、七件というふうにお聞きしております。

これは、従来、地籍図をやっておった測量士と土地家屋調査士、両方の資格を有するといったようなケースもあるかと思いますが、私の地元の愛媛県では、この両者の共同作業が実はうまくいっておりまして、連携状態の結果で成果が出ておるといふ状況であります。

これはやはり、先ほど副大臣の方からも御指摘があった、発注側の市区町村の意識が徹底されていないのではないかと思います。地籍図の進捗率を上げるためにも改善していくべき点だと考えますが、大臣のお考えはいかがでございますでしょうか。  
**○太田国務大臣** 地籍の確定ということは非常に大事だということで、もう二十年前ぐらいから国交省の人と連携をとって進めてきたという経緯も

ありましたし、また、土地家屋調査士の皆さん方の地位を確立するということも含めて、十四条地図というのをしっかりとさせなくちゃいけないということも努めてきました。

また、学生になったばかりのときに、一番最初にトランシットを使ったりレベルを使ったりして測量自体をやったという経験もありまして、地籍の確定作業というものは極めて大事だということに思っています。

都市部は都市部の、なかなか進捗しないという状況もありますし、また、進捗率が高いと言われている東北なんかも、高台への移転ということを見ますと、早く確定をしておかないと、相続という問題が発生して、これはもうわけがわからなくなるというような状況があったりしますので、こはひとつ、こういう東北の被災地復興というようなことの事例も含めて、一番、早急に体制を整えていかなくてはならないというふうに強く思っているところです。

国交省としては、地籍調査を財政的に支援する、そしてまた、進捗率の低い都市部、あるいは山間部、こうしたところで基礎となる調査を直轄で実施しているところでありますけれども、地方自治体の人的な負担を軽減するために、土地家屋調査士、また測量士といった民間の方々とよく連携をとって、活用して、平成二十二年の法改正によって委託範囲の拡大を行ってきたわけでありますが、さらに、民間の方たちの力をおかりしながら、地籍の確定ということについて前進させるように力を注ぎたい、このように思っております。

**○西岡委員** 前向きな答弁をありがとうございます。

既に、GPSや位置情報サービスなどで準天頂衛星などを利用して、民間の企業がデジタル地図を作成して、無料もしくは安価で市場に提供している状況があります。今後想定される復旧復興事業のためには、一刻も早く国がこの地籍図の作成に取り組んでいただきますよう、さらにお願ひ申し上げます。

次に、成長による富の創出に関連して、大きな成長が見込める観光についての質問をさせていただきます。

昨年の日本人海外旅行者数は過去最高値でありました。一方、訪日外国人旅行者は、午前中の委員会でも何度か出ましたが、震災の影響で一時的に六百万人台まで落ち込んだものが、昨年は八百三十七万人まで何とか回復しております。

観光庁は、ビジット・ジャパン・キャンペーンを始めて、訪日外国人の三千万人を目標に取り組んでおられます。大臣所信でも、本年の訪日外国人旅行者一千万人を目指すということでお話しをいただきましたが、確かに、安倍政権の誕生によって、アベノミクス効果による円安で、訪日する外国人はかなり見込めるとは思いますが、そのために、何よりやはり海外へのPR活動というのが重要になってくると思います。

こういった面について、どういうPR活動をされておられるのか、お考えをお教えいただければと思います。

**○鶴保副大臣** 委員御指摘のとおり、観光事業を

成長戦略の柱と考えておるところは国土交通省も全く同感でございます。省内でもそのためのプロジェクトチームを立ち上げ、国土交通省観光立国推進本部と名づけて、今、研さんを積んでおるところでございます。

委員御指摘のとおり、そのために、まず、さまざまな施策が必要になるわけですが、その重要な柱として情報発信等々がございます。

これまで、それらのことについて、空間放射線量等について、NHKワールドなども協力をしながら、JNTOのホームページで空間放射線量の正確な情報発信等をさせていただいているほか、東北地域の地方自治体や観光事業者と一体となつて、東アジアを中心に、海外七市場、八都市において観光キャラバンや旅行商談会を開催させていただいております。

また、訪日外国人のロコミによる東北地域の安全性のPRなど実施をさせていただいており、徐々にではありますけれども、回復をさせていただいているというふう聞いております。

**○西岡委員** 先ほど、東アジア市場ということで、新たな市場に向けての取り組みをお聞かせいただきましたが、これまでの実績で、やはり、韓国、中国、こういった両国の訪日外国人人数が多いということであります。こういったところは、今、領土問題や外交的な摩擦もございまして、減少傾向にあるのかなというふうなこともございしますが、こういった国に対しての対応策、PR状況をお聞かせいただけますでしょうか。

**○鶴保副大臣** 東アジアのみならず、もう委員も

御案内だろうと思えますけれども、東南アジア等、ASEAN諸国も今大変な成長をしておりますから、北東アジア等々、さまざまな施策をそれぞれの国において実施していくということが肝要ではなかるるかというふうに思います。

大ざっぱに申し上げて、東南アジアから誘致強化などの市場拡充の多様化、これらについては、ビザの発給要件の緩和でありますとか、語学人材の養成でありますとか、こういったことも考えられると思います。

また、中国や韓国からのインバウンドの早期回復、これらについては、御案内のとおり、さまざまな国家間の政治問題もございすから、これらについての努力、そしてまた、個人客、ビジネス客も、こうした中国、韓国などでは、相当、回復を見込ませるべく、さまざまな努力を官民一体となつてやらせていただくということでございます。特に力を入れておりますのは、日本での国際会議等の開催、充実を図る、そのことによつてより多くの方々にこの日本を訪れていただくような、そんな施策をもくろんでいるところでございます。

**○西岡委員** この訪日外国人旅行者のリピーターの獲得のためには、やはり新たな観光資源の開発が必要だと思えます。その一つの地域としては東北ということも考えられます。しかしながら、東北においては、放射線などの風評被害が深刻なものがあります。

こういった外国人観光客がふえない大きな要因となっている風評被害に対しての、その被害払拭への対応や、東北地方の売り込み状況について、

具体的にお聞かせいただければと思います。

**○井手政府参考人** お答え申し上げます。

特に東北地方の風評被害について御質問がございました。

先ほど副大臣がお答えされたとおりでございますが、一つには、まず、放射線量などの正確な情報発信、これが何よりも大事でございまして、技術的に少し細かいことを補足させていただきますと、放射線量、マイクロシーベルト・パー・アワーであらわされますが、この数字が、実は福島県の中でも、原発のサイトの近くは残念ながら大変高うございますが、少し離れば、例えばいわき市あるいは会津若松のあたりまで参りますと、〇・一を下回るような数字でございます。比べまして、同じアジアでも、例えば香港あるいはソウルといったところは、この辺の数字が実は〇・一を超えるような日がほとんど。これは、毎日私どもその数字をとって、JNTOのホームページあるいはNHKワールドの放送などで毎日海外に発信しておりますが、その数字は、最近のところずっとそういう数字を示しております。特にいわき、会津若松というのは、かつては〇・一をそこそこございまして、最近は〇・一を下回る日がずっと続いております。こういったことを粘り強く皆さんのところに発信していくということでございます。

一例、風評被害ということで、効果の例を申し上げますと、例えば韓国などは、昨年の秋ごろまでは、この風評被害ということもあって、特に東京を含めて東日本の方に来るお客さんの数が大幅

に落ち込んでおったわけでございますけれども、こういった地道な努力の結果もありまして、最近、去年の秋以降、暮れ以降は大幅な回復を示しているというふうなところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

国内への外国人観光客は、やはり東京、富士山、名古屋、京都、大阪、いわゆるゴールデンラインと言われるところが中心となっております。

先ほどにも話をしましたが、現在の自治体は、地方の特色を生かした地域ブランド戦略を積極的に取り組んでいる現状があります。しかも、広域的自治体間で連携をするようなことも見られます。そういった中に、やはり観光資源や特産品などは、そこに住んでいる方々よりも、案外その外の方が、そういった視点の方が大事だと思えます。

そういった観点から、国が地方自治体等とどういった連携や支援を行っていただけますか、お聞かせいただけますか。

○井手政府参考人 お答え申し上げます。

日本の各地にすぐれた観光資源がございます。これを外国人に十分発信していく、知っていたかどうかということが大変大事でございます。その場合に、委員御指摘のように、確かに、その地域に住んでおられる方々に、もちろんまず、よく自分の地域の資源を知っていただいた上で語っていただきたいわけではございますが、もう一方、外部の目といいますか、御指摘のあったような、外からこれをどう見ていくかということも大変大事でございます。

そういう意味で、私も今は今、ビジット・ジャ

パン地方連携事業というふう呼んでおりますが、国土交通省、そしてその地方機関であります運輸局と、それぞれの地域、自治体が連携をいたしまして、対外的にいろいろな訪日プロモーションを展開してございます。

具体的に申し上げますと、海外からメディアをその地域に、国土交通省と各地域が連携して呼んできて、情報発信をしていただく。あるいは、海外の旅行会社に向けて働きかけて、その地域の、ある程度広域的な旅行商品をつくっていただくというふうな活動に取り組んでいるところでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。

私の地元の、しまなみ海道というものがございまして、これは皆さん御承知だと思いますが、本四連絡橋の一つでありまして、瀬戸内の島々をまたいで愛媛と広島両県をつないでおる橋なんです。この橋は、特色といたしましては、自転車で渡ることができるといって、まさに海の上のサイクルリングを体感できる特異な観光資源を持つておるんです。来年には、瀬戸内海国立公園が我が国で最初の国立公園に指定されてから八十周年の年でありまして、それに合わせて、愛媛、広島両県共催で、瀬戸内しま博覧会ということを開催する予定であります。瀬戸内の島々を国内外にPRして、観光ブランドの向上を目指して取り組んでいるんです。

そのイベントの一環として、世界的規模のサイクリング大会を予定しております。ことしの十月の二十日にもそのプレ大会を開催させていただく

予定であります。こうしたイベントを一過性に終わらせるのではなく、離島も含めて、疲弊している地方の活力再生に向けて国が積極的に取り組んでいただきたい、このように思っております。

例えば、このサイクリング大会における、しまなみ海道の本線、自動車道の部分の開放など、これについては警察庁とも連携をする、調整をしなければいけないものだと思いますが、ぜひお願いしたいところでありますし、また、何より、自転車等の軽車両の通行料金の無料化、これを実施することによって、国内外からより多くの観光客を取り込める可能性もあるんです。

この自転車の通行料金は、島ごとにかかっている橋によって料金がまちまちでありまして、五十円から二百円というふうなことになっておりまして、全体の料金収入もわずかなんですね。そういった中にあるのであれば、料金徴収の人件費のコストなども考慮すると、無料化によって得られる経済効果というのは、沿線の観光施設への宿泊やレンタサイクルの増加など、経済効果も非常に期待できるものだと思います。しまなみ海道の自転車の無料化について、大臣のお考えをお伺いできればと思います。

○太田国務大臣 しまなみ海道の自転車の通行料金ということについては、本四会社が二十一年度から、企画割引として五百円のクーポン券を出したり、観光施設の優待券とあわせて半額の二百五十円で販売したりして、努力をしているということとを承知しています。

また、実際に乗った人なんか聞きますと、奥

さんを連れていったら怒られたなんていう話があって、大変な坂になっているものから、本格的にサイクリングということが大事だというような実態も私は承知しているつもりでございます。

無料化については、実は各方面から御要望を承っているところであるわけですが、地方自治体から、観光振興のためのサイクリングイベントの開催とか、あるいは費用負担などの具体的提案というようなことがあれば、私は、本四会社を中心となつて検討していくというものと考えているところでございます。

○西岡委員　ありがとうございます。関連する自治体、きょうは坂元代議士も、我が対岸の広島県の選出でございますので、一緒になつて取り組ませていただきたいと思います。

本来に無料化については、法律の問題点も十分わかっております。また、もう一つの要素としての島民の負担軽減も考慮していただいて、ぜひ大臣の政治的なリーダーシップで実現をしていただきたいと思ひます。

国土交通行政は、まさにこの国の社会資本整備という重要な役割を担っております。ぜひ今後ともよろしく御指導をいただくように申し上げます。私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。